

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年8月4日

横浜市契約事務受任者  
教育次長

1 契約の概要

富岡東中学校におけるスプリンクラー補修委託

2 履行（納品）場所

横浜市金沢区並木一丁目6番1号 富岡東中学校

3 契約日

令和4年7月11日

4 履行期限

令和4年8月1日

5 契約金額

1,650,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

住所 横浜市西区久保町4番12号

名称 三ツ矢設備工業株式会社 代表取締役 田中 孝行

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

スプリンクラーの配管から破裂し、スプリンクラーが使用できない状況となった。

近隣への防塵機能が失われ、学校運営に支障があったため、緊急での修繕を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

災害協力事業者名簿の中から、当該箇所を熟知しており迅速に対応可能な有資格者を選定した。

9 所管課

教育委員会事務局 教育施設課